

(資料4)

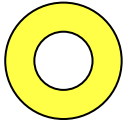
3年ごと見直し 「再検討にあたっての視点の例」について

弁護士 森 亮二

1

事業者による利用の適正性を本人の関与により規律しよう
とする仕組みの実効性

1－② 説明の在り方



デジタル化の進展やAI等の新たな技術の急激な社会実装を背景に、本人が十分に理解できるような利用目的の特定、データ処理に関する説明の在り方について、どう考えるか（ダークパターンをめぐる論点を含む。）

- 説明の工夫は実効的な本人による理解・監視・選択等を実現するうえで依然として重要。
- 技術の進展により、デジタルデバイドは拡大し、よく知っている人とそうでない人との距離が従来より離れてしまっているが、中間層（新聞等）が理解して分かりやすい情報発信をすることも期待できる。
- 生成AIの力を借りることもできる。
 - ⇒ 「法律が求める個人の関与や監視を行うためには、データの利用目的や処理方法を個人が理解することが必要です。しかし、デジタル化やAI技術の急速な発展により、個人がこれらを十分に理解できるようにするための説明方法や利用目的の特定方法をどのように考えるか（ダークパターンの問題も含む）が問われています」（1－②を生成AIで要約）。

1－④ 新たな技術と利用目的の変更

急速に進展する技術を新たに利用しようとした際に、「関連性を有する合理的に認められた範囲」における利用目的の変更として許容される範囲の精査が必要か

- 新たな技術を利用することと利用目的は無関係ではないか。事業者は特定した利用目的の範囲で取扱いをしなければならず、その範囲で新たな技術を利用することはもちろん許容される。
- それに対して、特定した利用目的とは異なる利用目的で利用する場合には、その利用目的が技術の進展によって新たに可能になったことにより、利用目的の関連性の判断に影響することはないのではないか。

1ー⑤ 本人の関与と適正な取扱い



本人の関与による規律に依存せず、事業者自身による判断と事後の結果責任(本人の事後救済措置の強化等)により、適正な取扱いを担保するアプローチについて、どのように考えるか。

- そもそも、事業者の義務規定のうち、本人の同意が求められるのは、①利用目的の変更、②要配慮個人情報取得、③第三者提供、④個人関連情報の第三者提供の4つの場面のみであり、それ以外の義務規定については、本人の関与による規律に依存していない。たとえば、利用目的の特定(17条)や、不適正利用の禁止(19条)、適正取得義務(20条1項)などは、本人の関与を想定していない。(これらと別に開示等の請求等(32条～35条)もある。)
- 本人の認知限界その他の事情から、本人の関与による規律に依存しないことが求められる場面はあるものの、本人の関与は単なる手段ではなく、本人の関与が十分に確保されていることは、適正な取扱い(3条)の重要な要素である。その意味で、本人の関与が十分に確保されない規制体系では、そもそも適正な取扱いは担保されない。

1ー⑥ プロファイリングに関する規制



プロファイリングなどデータ処理結果を使用して本人に働きかける事業活動について、類型的な利用目的規制や本人の関与の強化を通じて、本人の権利利益の保護の実効性を高めることが必要か。

- プロファイリングのような情報の生成は、本来は取得規制の適用があるべき。
- それはさておき、無限定なプロファイリングとそれに基づく本人への働き掛けを許容すると、権利利益の侵害のおそれは極めて大きなものになることから、利用目的の限定や、本人の関与の強化は必要。

1－⑦ 適正化の意思がない事業者

データ取扱いの改善には、事業者が自律的に適正化を図る意思が必要。しかし、その意思がない事業者には、本人の監視だけでは効果が期待できず、別の措置で不適正な取扱いを防ぐ必要があるのでは。

- [趣旨について確認させていただきたい]
- 改善の意思がない事業者は、本人の開示請求や消去請求にも応じないが、同時に指導、勧告等にも応じないのではないか。
- 改善の意思がない事業者に有効なのは、罰則や課徴金などの制裁ではないか。

1－⑧ 能動的関与の意義



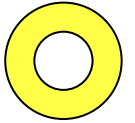
事業者によるデータ利用の適正性の確保を超えて、本人が自身のデータの取扱いにつき、プライバシー権等の見地から、より能動的に関与し得る仕組み(例:開示請求、利用停止、データポータビリティ等)を導入することについてどのように考えるか。

- 本人がより能動的に関与しうる仕組みは、プライバシーの見地から望ましいだけでなく、利用の適正性の確保(3条)にも資するものである。
- プライバシー侵害の不法行為の成否を検討する際に、分かりやすいオプトアウト導線を示されていることは、「必ずしも意思に反する取扱いとは言えない」という認定を可能にするため、不法行為の成立を否定する方向に働く要素となる。
- 不法行為の場面のみならず、データ保護法制(公法規制)においても、必要以上に本人の関与が制限されるような法制度では、取扱いの適正性の確保(3条)ができていないとはいえない。

2

個人の権利利益への影響が想定されない個人データの利
用に対する規律の考え方

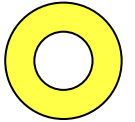
2 統計的利用



本人の関与を通じた利用の適正性担保の仕組みは、その利用の結果本人の権利利益への影響が具体的に見込まれる場合に必要とされるのではないか。

- そのとおり。権利利益の侵害のおそれが典型的に認められる場合に限り、取扱いに制限が課されていると理解すべき。
- 現行法上、統計データへの加工を行うこと自体を利用目的とする必要はないとされている(Q&A2-5)。

2 統計的利用



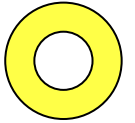
例えば、統計的利用など、一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とする場合には、本人の関与を通じて適正な利用を確保するという仕組みは求められるか。

- ❑ 手元の情報を統計化して利用することについては、統計化自体による権利利益の侵害のおそれがないため、本人の関与は不要。
- ❑ しかしながら、巷間でしばしば主張されているのは、「取得後に統計化」「プロファイリングで生成した情報を統計化」「提供後に統計化」のように、統計化の前に1 action入っている。この点については、言うまでもなく統計化そのものとは別に評価が必要であり、例示の場合にはいずれについても本人の関与が必要。
- ❑ もちろん、他の場合と同様、公益性が本人の関与の必要性を上回る場合は、本人の関与は不要。

3

個人データの第三者提供を原則として禁止する仕組みの
妥当性

3 第三者提供の制限



その提供先における利用目的が特定の個人への影響を伴わない一般的・汎用的な分析に限定されるなど本人の関与を通じた規律によらない規律を導入することに合理性がある場合や、本人にとって、提供時の認識に照らし、当該第三者に対する提供を当然のものと思うなど躊躇するとは想定されない場合、さらには、利用目的の継承などを通じ、当該第三者への提供後も、提供前と同等に本人の権利利益の保護が図られる状態が保証される場合など、第三者提供を禁止する必要のない類型はあるか。

- ❑ 「提供先における利用目的が特定の個人への影響を伴わない一般的・汎用的な分析に限定される」場合が、「本人の関与を通じた規律によらない規律を導入することに合理性がある場合」とされている点はやや疑問。提供先の安全管理措置等を本人の関与以外の規律で統制し、権利利益の侵害を防止するという趣旨なら理解できる。
- ❑ 「当該第三者に対する提供を当然のものと思うなど躊躇するとは想定されない場合」は存在するのではないか。

3 第三者提供の制限

9. 連絡先情報の提供制限の緩和

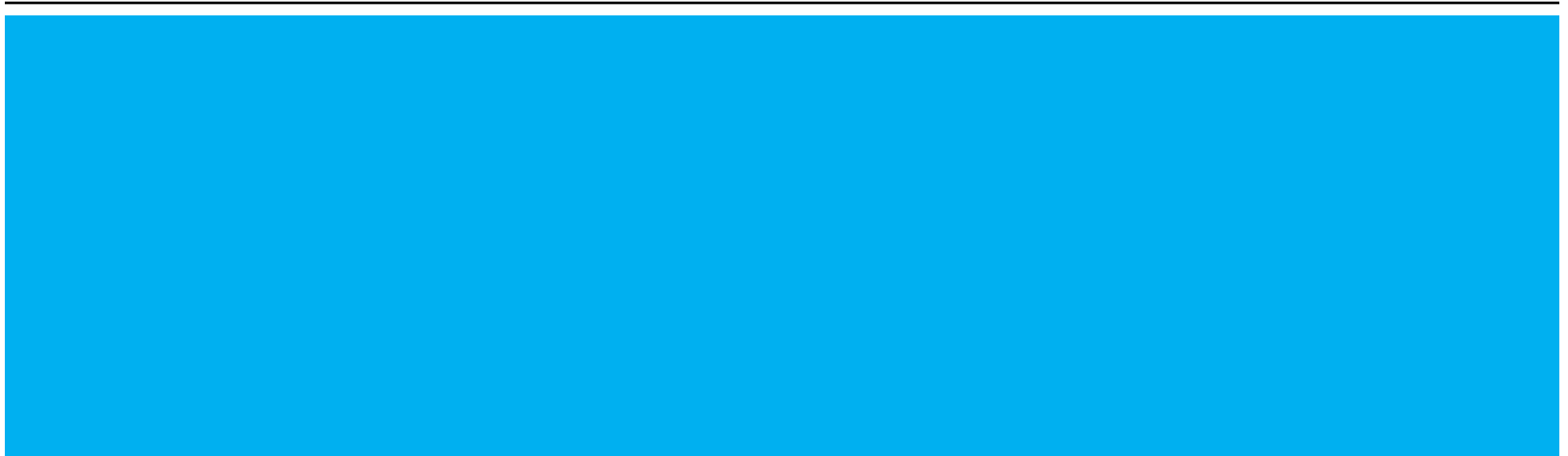
- 業務用の連絡先であって名刺に記載されたり所属企業ウェブサイトで公表されたりしているものについては、その流通は本人の想定範囲内であり、流通による権利利益の侵害のおそれが高いため、同意のない第三者提供を認めることができるのではないか。
- 具体的には、27条1項8号に以下のような例外規定を追加することは可能ではないか。

当該個人データが、本人の事業用または本人の使用上の業務用の連絡先に関する情報であって、本人又は本人の使用上の者が名刺・ウェブサイト等により提供・公表しているものであるとき。

有識者ヒアリング
の際のスライド

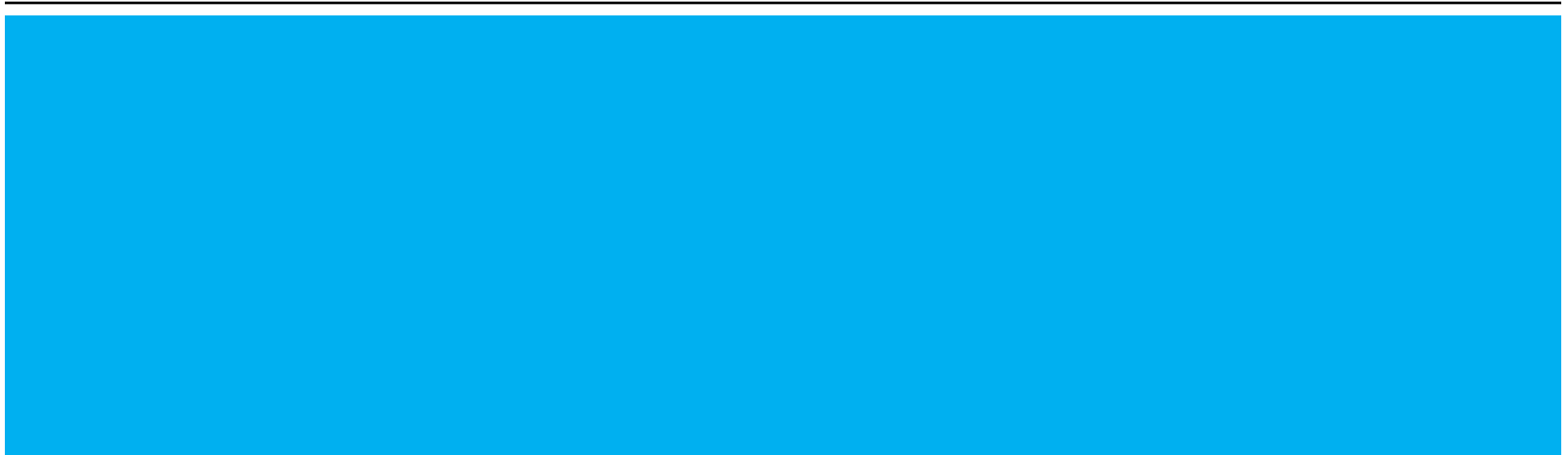
4

義務を負うべき者の在り方



5

守られるべき個人の権利利益の外延



5 権利利益の外延

①（中略）特定個人への働きかけのチャネルである端末を識別する端末識別番号やCookie情報等についても、従前の住所等と同等に、個人の権利利益を保護する上で着目すべきデータ類型であるとの視点をどのように捉えるか。

- SNSや動画視聴の利用の拡大に加えて、特にコロナ後はリモートワークが定着したことから、年齢を問わずディスプレイを見る時間が増えている。レコメンドやターゲティング広告の配信先となる、端末やブラウザを識別する識別子は、今日においては特定の個人を識別する識別子と考えるべき。

5 権利利益の外延



② 法律により個人の権利利益を守る上で、その範囲については、これまで、さまざまな視点が示されていたが、その外縁や優先順位について、一定の整理は必要か。また、そのような整理に基づき制度体系の見直しを行うことは、個人の権利利益を保護する見地から有用か。

- ❑ 権利利益については、プライバシーその他の権利利益という従来の解釈が引き続き妥当する。その中心は、民法におけるプライバシー侵害である。
- ❑ 第一に、これまで裁判所は様々な対立利益との関係でプライバシー侵害について検討してきたのであり、その蓄積とアナロジーは今日においても重要。第二に、不法行為となって損害賠償を受けたり差し止められたりするような取扱いを、できる限り個人情報保護法によって回避させることは、①過重な規制を避ける観点、②プライバシー侵害防止の観点からも重要。
- ❑ 特に写真撮影を含む取得型の裁判例等は、センサーが高度化し、生体データ¹⁸による長期間追跡のリスクに個人がさらされる今日において、非常に重要。

5 権利利益の外延



例えば、以下のような視点が提起されているがどのように理解すべきか。

- (A) 個人データ処理を通じ、特定の個人を評価・選別し、それに基づいて、特定個人に影響を与える行為を行うことのリスク
- (B) 個人データの本人到達性の機能を利用し、勧誘その他の特定個人への働きかけを行うことのリスク
- (C) 自身の秘匿したい領域が他人に知られるリスク
- (D) 自身の自由な意志に従って自身の個人データを制御できないこと自体に起因するリスク

- ❑ いずれの類型も権利利益の侵害につながりうるものであるが、他方で、公益性がある場合や本人の利益になる場合などについては、許容される場合がある。

6

個人データそのものの特徴に起因する考慮要因

6 データそのものの特徴

① 本人に対する差別的評価が不当に助長されることが相当程度予想される個人データの類型を要配慮個人情報と位置付け、相対的に保護を強めている現在の規律については、引き続き妥当か。

□ 妥当。補完的ルールの規定を吸収すべき。

6 データそのものの特徴



② 要配慮個人情報のような、本人の差別的評価を助長するような属性はないものの、その性質上容易に取得され、かつ、それが長期にわたり本人の追跡の手掛かりとなるなど、他の類型に比較して、個人の権利利益に対するリスクの増大を助長する効果が見込まれる類型のデータについては、他のデータに比し特別な規律を課すべきか。その場合、本人の関与を通じた規律が有効か。それとも、本人の関与に依存しない規律が有効か。

- ウェブの閲覧履歴等を想定。
- 特別な規律を課することが妥当。本人の関与を通じた規律と本人の関与に依存しない規律の双方が有効である。
- 特に、レコメンドや行動ターゲティング広告を可能にするようなデータベースは、オフラインにおける教育や医療等を含む様々な場面で我々の体験、見聞きするものを決定する。自身の体験や見聞きすることを自身が決められることは当然であり、その意味で、本人がレコードの消去や今後のデータ取得・蓄積を拒否できるようにすることは極めて重要である。

6 データそのものの特徴



② 要配慮個人情報のような、本人の差別的評価を助長するような属性はないものの、その性質上容易に取得され、かつ、それが長期にわたり本人の追跡の手掛かりとなるなど、他の類型に比較して、個人の権利利益に対するリスクの増大を助長する効果が見込まれる類型のデータについては、他のデータに比し特別な規律を課すべきか。その場合、本人の関与を通じた規律が有効か。それとも、本人の関与に依存しない規律が有効か。

- (つづき)他方で、そのようなデータベースは悪用されれば、脆弱性プロファイリングやマインドハッキングなどの重大な問題を引き起こすため、そのような問題の対応については、本人の関与に依存しない統制が必要かつ有効である。

ご清聴ありがとうございました。
